

就職に有利な 12の技能講習が無料!

技能講習のご案内

実施
期間

令和7年9/16(火) ▶ 令和8年3/31(火)

受付開始日

令和7年8月1日(金)

対象者

季節労働者 (岩見沢市・三笠市・月形町在住の方)

就業中も
ご利用可能!

技能講習種類

※事前のご相談が必要です。
※原則おひとり様1科目、希望者多数の場合は、事前相談受付順になります。
※受講承認を受けた方が、指定する教習所で受講できます。

- ・車両系建設機械（整地・運搬等）運転（定員4名）
- ・フォークリフト運転（定員3名）
- ・小型移動式クレーン運転（定員4名）
- ・玉掛け（定員4名）
- ・高所作業車運転（定員3名）
- ・不整地運搬車運転（定員1名）
- ・車両系建設機械（解体）運転（定員1名）
- ・ショベルローダー等運転（定員1名）
- ・ガス溶接（定員1名）
- ・地山掘削及び土止め支保工作業主任者（定員1名）
- ・はい作業主任者（定員1名）
- ・足場組立等作業主任者（定員1名）



お申し込み前にご確認ください。

1

受講対象者

岩見沢市・三笠市・月形町に居住する季節労働者の方で、雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用されている方、又は、離職された方で、離職日が令和6年4月2日以降であって、雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方。当協議会が技能講習の受講を承認した方を対象とします。

※技能講習の全日程に参加できることが承認の条件となります。

2

受講費用

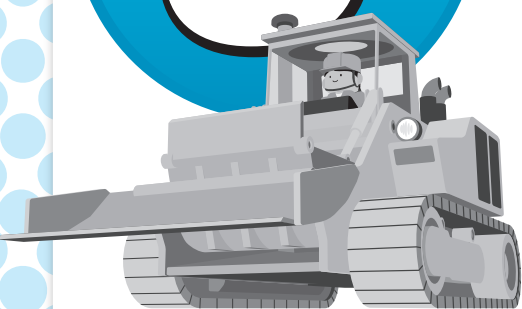
- ・ 技能講習に必要な受講料(テキスト代を含む)は、技能取得確認後、協議会が負担します。教習所までの交通費等は、各自でご負担ください。
- ・ 本事業の利用は、原則おひとり様1科目1回限りです。
(小型移動式クレーン運転と玉掛けは、セット受講が可能です。)
- ・ やむを得ない事情がある場合を除き、当協議会が技能講習の受講を承認した後の受講の取り消しはできません。
- ・ 技能講習の受講に必要な作業服や靴、その他安全装具は、各自でご用意下さい。
- ・ 個人的に受講した技能講習の費用や当協議会の承認なしに受講の申込をした技能講習の費用を事後的に当協議会が負担することはありません。



3

技能講習受講までの流れ

- ①協議会と事前の相談が必要です。
(雇用保険の短期雇用特例求職者給付などの受講資格確認のため)
- ②協議会へ技能講習受講承認申請書を提出します。
- ③協議会から技能講習受講承認書を受け取ります。
- ④技能講習受講承認書を教習所へ送付します。
- ⑤教習所から技能講習受講許可書が届きます。
- ⑥教習所で受講します。



岩見沢市通年雇用促進協議会

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市役所商工労政課内(2階24番窓口)

TEL:0126-24-3625 FAX:0126-24-3626

ホームページ:<https://www.job365.jp>

メール:tuunen@job365.jp

QRコードでも詳細を確認できます。



ホームページ



Instagram

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

岩見沢市通年雇用促進協議会とは、岩見沢市、三笠市、月形町、空知総合振興局、岩見沢商工会議所などにより構成され、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的とした団体です。